③　回数券割引
イ　割引をする自動車
回数券により本道路を通行する全自動車。
ロ　割引率
割引率は20パーセント以下とする。
ハ　その他
回数券割引の取り扱いについては、ＥＴＣの普及状況を勘案し、見直しを行う。
④　乗合型自動車回数券割引
イ　割引をする自動車
当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために本道路を通行する別添ルに定める乗合型自動車。
ロ　割引率
割引率は30パーセントとする。
⑤　ＥＴＣ特別割引
イ　割引をする自動車
ＥＴＣ車。
ロ　割引率
割引率は30パーセントとする。
割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
平成22年４月１日から平成26年３月31日までとする。
⑥　深夜割引
イ　割引をする自動車
午前０時から午前４時までの間に通行するＥＴＣ車。
ロ　割引率
割引率は30パーセントとする。
ただし、平成26年３月31日までの平日についての割引率は50パーセントとする（平成24年１月１日から平成26年３月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。）。
割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
平成22年４月１日から平成26年３月31日までとする。
⑦　通勤割引
イ　割引をする自動車
午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。
ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を１回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。
なお、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジ又は中央自動車道長野線の松本インターチェンジと本道路を続けて通行する場合については、本割引の適用回数は１回とする。
ロ　割引率
割引率は50パーセントとする。
割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
平成22年４月１日から平成26年３月31日までとする。
⑧　平日夜間割引
イ　割引をする自動車
平日の午後10時から翌午前０時までの間（平成24年１月３日から平成26年３月31日までの間については、平日の午前４時から午前６時までの間又は平日の午後８時から翌午前０時までの間）に通行するＥＴＣ車。
ロ　割引率
割引率は30パーセントとする。
割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
平成22年４月１日から平成26年３月31日までとする。
⑨　平日昼間割引
イ　割引をする自動車
平日の午前６時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。
ロ　割引率
割引率は30パーセントとする。
割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
平成24年１月３日から平成26年３月31日まで。
⑩　休日昼間割引
イ　割引をする自動車
休日の午前９時から午後５時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。
ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を２回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前９時から午後５時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。
なお、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジ又は中央自動車道長野線の松本インターチェンジと本道路を続けて通行する場合については、本割引の適用回数は１回とする。
ロ　割引率
割引率は50パーセントとする。
割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
平成22年４月１日から平成26年３月31日までとする。
⑪　休日特別割引
イ　割引をする自動車
休日（１月２日及び３日を含む。）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に料金所を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。
ロ　割引率
割引率は50パーセントとする。
割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
平成24年１月１日から平成26年３月31日までとする。